

国際環境協力専門委員会報告書（案）に係る
意見の募集及び説明・意見交換会の結果について（案）

環境省 地球環境局 環境協力室

1 意見の募集及び説明・意見交換会の概要

(1) 意見の募集の実施時期

平成17年5月18日(水)から6月6日(月)まで

(2) 説明・意見交換会の開催日及び開催場所

ア 開催日 平成17年5月26日(木)

イ 開催場所 きんき環境館(大阪)

2 結果

(1) 意見提出者数

電子メール	郵送	意見交換会	合計
2	2	19	23

(2) 意見の件数

総件数		61
内 訳	「はじめに－国際環境協力戦略の検討の背景」に対する意見	1
	「Ⅰ 国際環境協力の理念及び基本方針」に対する意見	11
	「Ⅱ 国際環境協力の現状と課題」に対する意見	7
	「Ⅲ 今後の国際環境協力の取組の方向」に対する意見	23
	「おわりに－「国際環境協力戦略」の具体化に向けて」に対する意見	0
	全般にわたる意見	2
	その他一般的意見	17

(3) 意見の概要及び意見に対する考え方

別紙参照

整理 番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
1	はじめに-国際環境戦略の検討の背景	国際環境協力戦略の検討の背景の記述の中で、具体的に日本海、黄海、東シナ海等東アジアでの深刻な海洋環境汚染とその海洋環境保全の重要性を明記すべき。	東アジアにおいて海洋汚染という環境問題が顕在化している点を追加します。具体的には、3ページの第2段落の2~4行目の文章に次のように追加します。「それにともない温室効果ガスの排出、森林破壊、水質汚濁、大気汚染、廃棄物の排出等の環境負荷が増大し、酸性雨や黄砂、海洋汚染などの地域レベルの環境問題も顕在化している。」
2	I 1-2 目標	報告書6ページの「ただし、環境保全はそれ自体が、...」の表現がわかりにくい、環境保全と持続可能な開発と地球規模の環境問題解決の相互の関係を明確に表現して欲しい。	環境保全、持続可能な開発、地球規模の環境問題という言葉の関係を整理します。具体的には、以下のように修正します。「開発途上国にとって、MDGsの達成を含めた持続可能な開発は重要な課題である。開発は良好な環境という土台の上に成立つものであり、大気や水、土壌などのローカルな環境の保全は持続可能な開発の前提となっている。一方、持続可能な開発は、飢餓の撲滅、初等教育の達成、衛生の向上などの基礎的なニーズの充足が重要な要素であり、これらの改善に資するような地域環境の保全を行っていく必要がある。また、今後は、ローカルな問題だけでなく、地域環境の保全に加えて、地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模の環境問題への対応(地球環境の保全)も途上国に求められている。」
3	I 1-3 重点的目標 (2)東アジアにおける環境管理の仕組みの改善	東アジアへの協力をする理由に今ひとつ説得されません。東アジアの重要性は理解できますが、それではなぜ支援をするのかが明確ではないと思います。たとえば、「東アジアは、重要である一方で〇〇という問題を抱えて困っている。それは国や地域だけの問題でなく地球規模で深刻な問題となりうる。(緊急の対応が要される。)それに対して、日本から支援は可能であり、この地域から日本からの支援が望まれている」という書きぶりだともう少し理解しやすくなる。	経済成長の著しい東アジアでは、我が国が一方的に「支援」するのではなく、関係する国の政府、企業など様々な主体が、地域の環境管理を担うパートナー同士「協力して取組を行っていく」ことが必要となっており、その旨 I 1-3(2)に記しています。
4	I 1-3 重点的目標 (2)東アジアにおける環境管理の仕組みの改善	報告書6~8ページ、国際協力というと全世界が対象だと思うが、この報告書を見るとアジアばかりが対象のようだがそこはどうなのか	国際協力はすべての国が対象ですが、人口と経済活動の成長度、環境負荷の大きさ、経済的な相互依存関係、環境影響の及ぶ地理的關係、東アジア共同体構築の動き等を考えると、東アジアに重点をおくのが妥当であると考えます。東アジアに限らず、他の国や地域の環境協力にも取り組んでいくことは、I 1-3(3)やⅢ2-1(1)冒頭に記述のとおりです。

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
5	I 1-3 重点的目標 (2)東アジアにおける環境管理の仕組みの改善	報告書6～8ページ、ヨーロッパはアフリカで、アメリカは南アメリカというような枠組みができていますか？	明確な枠組みはできていませんが、そのような考え方や取組の方向性は存在しています。例えば、地球変動研究については、世界を3つの地域に分けて、それぞれに政府間ネットワークが形成されており、我が国は、アジア・太平洋地域のネットワークであるAPNを主導しています。
6	I 1-3 重点的目標 (2)東アジアにおける環境管理の仕組みの改善	報告書6～8ページ、市民レベルにおけるNGO活動という点で見ると、現在は特にメコン川流域のラオス、カンボジア、ベトナムなどでの活動は非常に重要な時期にきている。特にカンボジアにおいては、今やと本格的に手が付けられるようになった段階。この辺のところからの地域のシフトを考えると、留意しておく必要があるのではないか。	本報告書では、6ページの脚注に示すように、日中韓、モンゴル、ASEAN諸国を東アジアと呼んでおり、ラオス、カンボジア、ベトナム等も対象としています。
7	I 1-3 重点的目標 (2)東アジアにおける環境管理の仕組みの改善	報告書6～8ページ、日本がODAを行なっているインド、パキスタン、バングラデシュなどの南アジア地域でも、自然災害と同時に開発に伴う環境破壊がたくさんあって、様々な課題が残っているので、日本の経験を伝えるという意味では南アジアは大きな位置を占めるので南アジアを重視して欲しい。	東アジアに重点を置く一方で、I 1-3(3)に記すとおり、東アジアでの取組を突破口として、他の地域においても国際的に協調して、戦略的に積極的な協力を行うべきと考えます。
8	I 1-3 重点的目標 (2)東アジアにおける環境管理の仕組みの改善	報告書6～8ページ、東アジアを優先的に取り上げているが、アフリカ等環境問題が重要視されている他の地域とのかねあいは？	国際協力は全ての国が対象ですが、人口と経済活動の成長度、環境負荷の大きさ、経済的な相互依存関係、環境影響の及ぶ地理的關係、東アジア共同体構築の動き等を考えると、東アジアに重点をおくのが妥当であると考えます。東アジアに限らず、他の国や地域の環境協力にも取り組んでいくことは、I 1-3(3)やⅢ2-1(1)冒頭に記述のとおりです。
9	I 2. 基本方針	報告書9～10ページ、第1章の中で、基本方針があるが、実際にこの10年間で国際技術協力が始まったやり方だとかが非常に平板としてしか書かれていない。例えばそこでのNGOの役割とか、それぞれのセクターの役割分担とか、国が果たすべき役割とか、基本方針の中にきちんと説明されていない。またこれらをどう国がバックアップしていくかが書かれていない。各組織の役割について基本方針の中にしっかり書かれていないような気がする。	報告書案の基本方針には様々な主体による取組の促進・主体間の連携強化の必要性を総論的に記述し、Ⅱ章の1と2において国が中心となって関係主体と協力しながら進めていこうと考えている取組を記し、3において、地方公共団体、NGO/NPO、企業に期待される取組を整理しています。国のバックアップ体制については、4-2(4)地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動への支援に整理しています。

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
10	I 2-1(3) 様々な主体による取組の促進・主体間の連携強化	報告書10ページ、「また、地域社会全体での取組を進めていくことが重要である。特に、地域社会の環境管理を進める上で住民意識が非常に重要であり、環境情報の公開と開発プロジェクトの計画策定プロセスへの住民参加を促進していくような取組が重要である」をさらに強調すべき。	ご指摘のように強調します。具体的には当該部分を、「特に、地域社会全体での環境管理の取組をすすめていくことが重要であり、そのためには住民意識の向上が不可欠であることから、環境情報の公開と開発プロジェクトの計画策定プロセスへの住民参加を促進していくような取組が必要である。」とします。
11	I 2-1(3) 様々な主体による取組の促進・主体間の連携強化	報告書10ページ、例えば連携強化という場合、NGOのような活動が大事であるという場合でも、国が自己完結型の活動の中で、特に財政的な支援云々の問題もあると思うが、方向性はきちんと示しておくべきなので、そういうところから役割が出てくるのかというのが言いたかったわけである。	報告書案の基本方針には様々な主体による取組の促進・主体間の連携強化の必要性を総論的に記述し、II章の1と2において国が中心となって関係主体と協力しながら進めていこうと考えている取組を記し、3において、地方公共団体、NGO/NPO、企業に期待される取組みを整理しています。国のバックアップ体制については、4-2(4)地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動への支援に整理しています。
12	I 2-1(5) 重点分野を考慮した協力	国連の北西太平洋行動計画(NOWPAP)が日本、韓国、中国、ロシアの4カ国により策定され、我が国の主導により幾つかの海洋環境保全のプロジェクトが国際協力で進行している。報告書11ページ、(国際的重点分野と我が国の比較優位をふまえた強力な推進)に、「環日本海域の環境保全」の分野についての記述を追加すべき。例えば、したがって、今後10年間に我が国が行う国際環境協力においても、こうした重点分野を考慮するとともに、「環日本海域の環境保全」の分野についても、公害対策、環境モニタリング技術……	22ページの分野別の共通計画において、実施されている計画として「北西太平洋地域海行動計画」を掲げています。他の個別の計画も名称のみの記述としているため、ここでは詳細な説明は追加しないこととします。
13	II 2-2 情報研究のネットワーク、環境管理能力	報告書16ページ、さらに、国連の北西太平洋行動計画での海洋環境モニタリング計画の策定については、我が国が主導的立場で推進しているが、今後、国連海洋法条約等に基づき、海洋環境モニタリングネットワークを構築することにより、排他的経済水域を含む海洋環境の保護及び保全を推進することが課題である。と記述を追加すべき。	ご指摘を踏まえ、追加します。具体的には、16ページのモニタリング・ネットワークに関する記述の第4段落に、「UNEPの北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)での海洋環境モニタリング計画の策定については、我が国が主導的立場で推進している。」と追加します。
14	II 2-2 情報研究のネットワーク、環境管理能力	報告書17ページ、(2)共同研究(共同研究の進展と政策立案へのフィードバック)に、さらに、「環日本海環境戦略研究機構」では、中国などの経済成長が著しい環日本海域で、環境を監視する枠組みをつくり、各国が良好な環境を保ちながら持続可能な発展ができるように支援する研究も進められている。と記述を追加すべき。	ご指摘の点は、21世紀COEプログラムのひとつとして実施されているものと理解しています。しかし、本報告書の当該箇所は、基本的に個々の環境問題にかかる共同研究の現状を網羅的に記すことを意図していないため、ここで個別のプログラムについての詳細な説明は追加しないこととします。なお、21世紀COEプログラムについては、本報告書でも51ページにおいて言及しております。

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
15	II 2-3 ODAその他の政府系機関による国際環境協力（環境ODA実施の枠組み）	報告書20ページ、「環境統治」という表現は適切か？	分かりやすくするため「環境管理の仕組みと能力」に置き換えます。
16	II 2-3 我が国ODAの効果的な活用及び紛争・自然災害に関する国際環境協力	報告書12ページ、配慮すべき事項ということで、第二点目に基本的人権の侵害で社会正義に違反することという意味で、JICAとかJBICの環境社会ガイドラインに入った人権を重視するというのが入っているが、これは非常に大賛成。 しかし、日本が最大の出資国であるADBがピックプロジェクトをすると、それに伴う様々な問題があるが、そこに日本政府、または市民社会としてどんなふうに対応していくかというのを話し合う場がない。テーブルづくりというのは、やはり国際的な援助機関が実施するプロジェクトについても、モニタリングと連携するという視点は基本的な認識として必要ではないか。	43ページのODA等における環境配慮の推進にあるように、日本が資金を拠出している国際機関等（世界銀行・ADBなどを含む）の環境・社会配慮政策の充実に向けた取組に関与を強めていくことにしています。
17	II 3. 我が国の多様な主体による国際環境協力の現状と課題	報告書24～27ページ 3-1 主体間の連携 要望だが、特にp24から、地方自治体があって、NGO、NPO、学術研究団体とあるが、分量的に見たら、企業が一番多くてその次に自治体で、NPOと学術研究団体が少ない。ここはJICAとの情報交換をして、NGO、NPOにおける取り組みの良い例をいくつか反映させて欲しい。それから学術研究団体といえば、環境省が共同研究をサポートするモニタリングのための調査研究にお金を出せば、各団体の研究者が応募してやってくると思う。科研費以外が枠組みで使えないようなので、そういう意味で学術研究団体とのネットワークはやる気のある研究者はたくさんいるので、問題は調査費だから、このあたりは新しい枠組みが必要ではないか。そのあたりを検討して欲しい。	25ページのNGO/NPOによる国際環境協力の概要に「JICAの協力学キームである草の根パートナー型事業 や草の根協力支援型事業 を活用した事例では、森林やマングローブ林などの自然環境の保全、住民参加による排水処理システムの形成などの環境保全対策、環境教育など多様な活動が展開されている。」ことを追加します。 共同研究については、40ページにあるように、関係国とのパートナーシップに基づき、UNEPやUNU/IASなどの国際機関と連携しつつ、国際共同研究体制の整備に向けた財政支援を強化することとしています。

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
18	Ⅱ 全般（成功事例と失敗事例）	報告書13～33ページ、全般的意見：この報告書を読んでいると、「現状と課題」がすごくきれいごとすぎる。たくさん失敗の中で1つが成り立つという中で、負の遺産をきちんと臨床していないところが「現状と課題」の中にある。そうしたときに取り組みの方向というのが、負の遺産がどういうふうにかえていくのかというストーリー展開が出てくると思うが、それがなくて、当然の取り組みの方法に対するストーリー展開が面白くなっている。「現状と課題」ではどこが一体何が問題であったか、例えば何ができなくて、何ができてということもっとドラスティックに書いてもいいじゃないか。そうすると全体の報告書がもう少し説得力を持つ。負の遺産がないのに、今後の方向性が出てくるのは変である。サクセスストーリーだけを集めて何故今後のあり方がでてるのか？	「現状と課題」個別事例は記していませんが、課題の所在は可能な範囲で整理しています。今後、教訓の体系的整理に取り組むことが必要と考えます。
19	Ⅱ 全般（成功事例と失敗事例の関連意見）	報告しなければならぬから、絶対失敗なんて書けない。次のお金をもらおうと思ったら、必ずうまくいったような内容にまとめて報告する。ただ実際には失敗をたくさんしている。その失敗しているというのは何かということ、例えばここに書いているように、受け入れ国のオーナーシップがうまくいっていないとか、あるいは相手国のニーズというのが、十分分からないというときである。それに対する対応の方法も分からないということがある。でもニーズが分からないとか、あるいはオーナーシップがうまく機能していないということに付いて具体的にはいろいろあるが、われわれもそういうことは国に報告していないから、具体的なことはつかみようがないと思う。もし補助金でそういう失敗例が書いてあっても、次に補助しますというのであればいくらでも書く。そうではないから、成功体験を書くということになる。	失敗の要因分析は、今後の取組に貴重な示唆を与えることから、その体系化に向けた努力が必要です。50ページの(1)国際環境協力に有効な情報基盤の整備において、整備すべき情報の一つとして、「我が国の様々な主体による国際環境協力の経験に基づく教訓を体系化すること」を追加します。
20	Ⅲ 4-1 (2) 新たな国際環境協力に不可欠な人的基盤の強化 エ. 人材活用の仕組みの整備	報告書52ページ 国際機関を通じた我が国主導の環境協力として欧州復興開発銀行の技術支援であるTAMによる環境プログラムがあります(昨年開始したもの)。ここでは企業活動を通じて十分な経験と国際協力への意欲を有しながら年齢制限などの条件から二国間ODAに参加し難い有意な人材が中東欧、ロシアで活躍し評価されています。こうした事例を紹介し参考とすべきではないでしょうか？	ご指摘の趣旨を踏まえ、52ページの人材活用の仕組みの整備の「環境専門家として活躍できる定年退職した人材の再教育と派遣先の斡旋などを行う仕組みの形成についても検討することが必要である。」の脚注に、「欧州復興開発銀行内に日本の主導で設置されたTurnAround Management(TAM)環境プログラムのようなスキームが参考になる。これは、日本の優れた省エネ省資源技術、環境管理のノウハウを有する企業出身のアドバイザーを派遣し、環境改善に特化した指導を行うものである。」と追記します。

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
21	Ⅲ 1. 世界的な枠組みづくりへの戦略的な関与 (1) 重点分野に係る世界的な枠組みづくり	報告書35ページ、「世界の森林の保全と持続可能な経営のための枠組み作りについては、違法伐採対策を含め、積極的に貢献すること。」に対応する記述を第2章「国際環境協力の現状と課題」で、森林違法伐採と日本への木材輸入価格の問題と絡めて言及して欲しい。	ご指摘の点に加えて、重点分野に係る枠組みづくりの課題部分を追加します。具体的には、13ページの世界的枠組みの重要性に関する段落に「持続可能な開発に関する国際的な計画等における重点分野の課題のうち、まだ世界的な枠組みが設定されていないもの、例えば森林保全と持続的経営などについては、早急な取組が求められている。」を追加します。
22	Ⅲ 1. 世界的な枠組みづくりへの戦略的な関与	報告集34～35ページ、1. 世界的な枠組みづくりへの戦略的な関与に関する記述が少ない。途上国を支援するばかりでなく、ヨーロッパのように環境に積極的に関与して新しいルール作りをしているところとの協力関係に関するコメントを入れて欲しい。	世界的な枠組みづくりについては、35ページにおいて、EU等の先進国との間で二国間の政策対話にも積極的に取組むことを掲げています。
23	Ⅲ 1. (3) 貿易と環境に関する世界的な枠組みづくり	報告書35ページ、ウ. 貿易と環境に関する世界的な枠組みづくりに積極的にかかわること、もしくは経済連携協定の際に、協力の可能性を追求することと書かれているが、具体的にはどういうことなのか？	箇条書きについて以下のように説明を追加します。 ・世界的な貿易協定の中での環境と貿易の相互支持性の確保に関する議論について、積極的に参加する
24	Ⅲ 2-1(2) 地域における政策対話の推進	報告書37ページに、○ 環日本海域での漂着ゴミに関する意見交換の場の設定 我が国の日本海側沿岸地方自治体にとって、中国、台湾、韓国などの近隣諸国からの外国製ゴミの大量漂着問題は深刻であり、海洋環境汚染の防止の観点からも、北西太平洋行動計画等の場を活用し、我が国がリーダーシップをとって、関係国との政策対話に努める。と記述を追加する。	ご指摘の点については、北西太平洋地域海行動計画に係る政府間会合で既に検討されています。

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
25	Ⅲ2-3 我が国ODAの効果的な活用及び紛争・自然災害に関する国際環境協力	<p>報告書19ページ「環境ODAの実施においても、MDGsの実施等のニーズに適切に対応していく必要がある」として、報告書20ページでは、「提供した環境関係の機材やインフラが適切に管理されない、あるいは受入国側のオーナーシップの不足や、環境が依然として必ずしも優先順位の高い課題になっていない現状」と認識されている。</p> <p>この現状・課題を受けて、報告書41ページ「今後の取組の方向」では、「環境ODA事業の持続性を向上させるため、受入国のオーナーシップをあらかじめ十分確認したうえで、途上国の受け入れ可能な対策・技術の導入を支援する」などとなっている。が、課題のレベルから進歩していない。</p> <p>どのように確認するかについては、事前での確認に限界があるため、事後確認（したがって、従前の事業の評価も重要）の仕組みを備えるとともに、事業の開始時期には計画時での条件から変化している事態もあるため、追加的な変更を容認する幅について、適切な措置が図られることが望ましい。</p>	<p>事後確認では、「環境関連の機材・インフラが適切に管理されない」状況を防止することができません。環境ODA事業によって導入された機材やインフラ、システムが、事業終了後も継続的に稼働していくためには、それらを管理していく組織の整備、人員の配置、予算の確保が必要であり、それらの見通しがたっていることを機材・インフラの導入前に確認することがより重要と考えます。</p>
26	Ⅲ2-4(2) 東アジア地域における環境管理の枠組みづくり（環境に関する共通ルールの検討）	<p>報告書44ページ 環境に関する共通ルールの検討として、「公平な市場を確保し、我が国の企業が有する環境技術の国際的な普及を促進するために、⇒ 環境目標の在り方の検討を進める」と読めるが、これは目的がずれている。</p> <p>環境目標に係る目的は、主目的が、住民の健康維持や自然環境保全のためであって、日本企業の環境技術の移転促進は、従たる付随目的である。</p> <p>もし、環境技術移転を取り上げるのであれば、「貿易や投資にともなう経済活動が緊密化する中で、市場経済を通じた環境協力も有効である。このため、市場での適切な環境配慮を誘導することについて、公平な市場を確保するとともに、世界に冠たる先進的な省エネ技術など我が国の企業が有する環境技術の国際的な普及を促進し、あわせて、経済的誘導の基盤となる地域全体の環境管理の仕組みの構築を進めていくために、（以下同文）」と、区分したほうが良い。</p>	<p>ご指摘のように主目的と従目的の区別をします。ただし、ここでいう「公平な市場」とは、同一の財やサービスの供給にあたっては同レベルの環境保全が行われていることが担保されている市場のことであるため、44ページの当該部分を、「地域全体の環境管理のしくみの構築を進めていくために、水や大気分野における環境目標のあり方や有害物質・廃棄物や再生資源用の広域流通に係るルールの検討などを積極的に進めていく必要がある。これは、貿易や投資に伴う経済活動が緊密化する中で、いわゆる環境ダンピングのない公平な市場を確保する上で、また、地球規模での環境管理に貢献するわが国の先進的な省エネ技術などの普及を促進する上でも、重要である。」と修正します。</p>

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
27	Ⅲ2-4(2) 東アジア地域における環境管理の枠組み作り	報告書43～45ページ、アジアの国々への法制度支援をしてきた結果の、実効性の確保等ができていない状況をもっと具体的に書き込むことを検討したか？	環境規制執行の弱さについては、18ページ企業の環境管理能力に関連して記述しています。法の実効性の担保については、40ページの(3)環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施において、具体的な取り組みが行われることとなります。
28	Ⅲ3-1 主体間の連携	報告書46ページ、3-1主体間の連携 アジア太平洋地域におけるこのような場として、...と記述はあるが、具体的に何を意味するのが判らないので、もう少し何か仕組みを強化と言うより、一歩進んで記述できないか。	連携のしくみとしては、54ページの(2)政府・関係機関の連携及び体制の強化に、政府機関・地方公共団体・NGO/NPO・企業の対話の場の設置が掲げられていますが、これを46ページの3-1主体間の連携部分に移動します。また、50ページの(1)国際環境協力を有効な情報基盤の整備に、国際環境協力を係る様々な情報(50ページに掲げられている情報、人材データベース、国際環境協力にかかわる組織の一覧など)を総合的に提供するウェブサイトなどを活用して、多様な主体が相互に情報発信できるようにすることを追加します。
29	Ⅲ3-2 地方公共団体による国際環境協力(東アジア各国の地方公共団体との協力関係の構築)	報告書46ページ、望まれる取り組みとして「NGO/NPO、企業、大学など地域の多様な主体の連携による国際環境協力をコーディネート」と記述されているが、誰がどのようにやっていくのかを示すこと(役割分担の明確化)が国の政策としては重要。	46～49ページに各主体に期待される取組が掲げてあり、これを参考として、協力案件ごとに、地方公共団体を中心となって実際に国際環境協力を行う主体間でそれぞれの役割を調整していくことが適切であると考えます。
30	Ⅲ3-3 NGO/NPOによる国際環境協力(東アジア各国の環境意識の向上と環境改善活動への協力)	報告書47ページ、「東アジア各国のNGO/NPOとの交流を深め、協力関係を構築すること」の東アジア各国のNGO/NPOを例示してほしい。また、「アジア太平洋地域のNGO/NPOのネットワーク活動にも積極的に関わることを誰がどのようにやっていくのかを示すこと(役割分担の明確化)は国の政策としては重要。	東アジア各国のNGO/NPOは数多く存在し、その中から少数のみを例示することは適切ではないと考えます。ネットワーク活動への積極的な関与は我が国のNGO/NPOに期待されている取組です。
31	Ⅲ3-3 (東アジア各国の環境意識の向上と環境改善活動への協力)及び3-4 (金融における環境配慮の実施)	報告書47ページ、「我が国の若者が国際環境協力に対する理解を深め、協力活動に参加する機会を提供するプログラム」は具体的に何をすることになるか？ また、49ページ、「東アジア各国における持続可能な開発のためのプロジェクトに対する企業や個人の投資を募るような仕組み」は具体的に何をすることになるか？	勉強会やスタディツアーの開催、現地でのインターンシップなどが考えられることから、これらについての記述を追加します。また、後段の具体的な仕組みについては、今後の検討課題と考えます。

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
32	Ⅲ4-1(2) 新たな国際環境協力を不可欠な人的基盤の強化 エ. 人材活用の仕組みの整備	報告書52ページ、エ. 人材活用の仕組みの整備 定年退職した人材に関して、「自治体だけでなく、企業関係でも、これから大量に定年で退職される技術を持った方々(団塊の世代)のデータベースを作成したら良い。」 こんな仕事がある、ニーズがあるという情報を退職者を含めて、情報提供をして欲しい。	環境省が設置した環境協力専門家データベースは、自治体のみならず民間の専門家も対象としています。52ページのエ. 人材活用の仕組みの整備に掲げる、環境協力専門家データベースのより一層の充実について、「活躍の機会に関する情報提供など」との記述を加えます。
33	Ⅲ4-1(2) 新たな国際環境協力を不可欠な人的基盤の強化 ア. アジア太平洋地域での政策対話や計画づくりのための人材の育成と活用	報告書51ページ、「青年海外協力隊、国際機関でのインターンシップなどからステップ・アップしていくキャリア・パスの確立」に関しては、青年海外協力隊派遣後の人や国際機関等へのインターン後の若者が現場の経験を継続できるような制度を確立することが重要。	ご指摘の点は、「ステップ・アップしていくキャリア・パスの確立」の中に含まれていると考えます。
34	Ⅲ4-1(2) 新たな国際環境協力を不可欠な人的基盤の強化 エ. 人材活用の仕組みの整備	報告書52ページ、「特に青年海外協力隊およびシニア海外ボランティアといった現場経験者を継続的・効果的に活用すること」も重要。	ご指摘の点を具現化するための取組として、データベースの充実など人材活用の仕組みの整備を掲げています。また、青年海外協力隊経験者については、50ページに掲げるような人材育成を行って活用することにしています。
35	Ⅲ4-1(3) 新たな国際環境推進のための資金の確保・効果的活用	報告書53ページ、「世界銀行のカーボンファンドに資金提供した企業へのメリットとして、炭素クレジット取得を円滑にする措置が必要」とされているが、環境協力の促進との関係が不明。また、同じく書くのであれば、JBIC等が設置している日本カーボンファイナンス(昨年12月に設立)の日本温暖化ガス削減基金(JGRF)があるのでは？	「世界銀行のカーボンファンドに資金提供した企業へのメリットとして、炭素クレジット取得を円滑にする措置」は、企業の資金提供を通じた国際環境協力を推進することが目的であることから、52ページの資金の確保・効果的活用から、55ページの企業における国際環境協力推進のための支援の取り組みに移します。
36	Ⅲ4-2(2) 政府・関係機関の連携及び体制の強化	報告書53ページ、支援地域、プロジェクト、あるいはイシューごとの連携・連絡を緊密にするために、定期的な現地会合の場を設けることが重要	ご指摘の趣旨を踏まえ、政府レベルの関係機関の連携・調整、関係機関の機能強化の第2番目の箇条書きに反映します。具体的には、「また、特に東アジアの各国現地において大使館が中心となって、特定の支援地域や課題に焦点を当てて、JICAなどの機関、派遣されている専門家等が連携機能を強化すること」とします。

整理 番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
37	Ⅲ4-2(3) 我が国の研修体制と開発途上国におけるサポート体制の強化	<p>報告書31ページ「相手国による研修員の選定が不十分であるため、研修の成果を帰国後活用できる研修員ばかりではないなど、研修員のニーズに十分対応していない」と、課題を示しているが、これに対応する54ページでは、ニーズ対応に係る取組が見えない。</p> <p>誰を研修員として派遣するかは、相手国にあり、例えば現地で研修説明会を実施してニーズ合致に努めても、努力の効果は小さいであろう。であるならば、研修内容そのものに柔軟性を持たせて、決定した研修者へのニーズに合致する方策が必要になる。</p> <p>例えば、研修カリキュラムの中にオプションを設けることとし、そのための国内協力団体等への柔軟な受け入れ態勢について、これを推奨する施策等である。</p>	<p>31ページで言及している「ニーズに対応していない」状況として、「日本の取組を紹介することに多くの時間が割かれている」ことが挙げられます。この点については、54ページで「研修内容の充実」という取り組みを掲げていますが、これを「研修員のニーズを踏まえたカリキュラム作成など研修内容の充実」とより具体的な記述にします。</p>
38	Ⅲ4-2(4) 地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動への支援(NGO/NPO活動の強化のための戦略的な支援)	<p>報告書47ページ、今後の取り組みの「章」で、「NGO/NPOの国際環境協力では、環境教育や環境改善プロジェクトの実施、あるいは現地でのNGO/NPOとの交流・協力関係の構築が望まれる」としているが、単に「望まれる」だけではなく、これを受けるP54のNGO/NPO活動の強化支援では、この取り組みを強化することについて、「支援枠の拡大」を明示すべきである。</p> <p>例えば、単なる枠の拡大ではなく、支援する事業の評価も加えたものとするため、NGO/NPO活動の「発達過程」「ネットワーク形成過程」「事業成熟過程」のような評価尺度別での枠拡大がのぞましい。</p> <p>また、事業成熟過程でのNGO/NPO活動にあつては、他のNGO/NPOが同時参画する仕組み等によって、相互の情報交換・事業点検が行える制度も、戦略的な支援として有効と考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「次のような支援を拡大していくことが必要である」と修正します。発達過程、ネットワーク形成過程のような評価尺度別の枠拡大について、また、事業成熟過程での相互の情報交換・事業点検の制度については、この戦略を具体化する中で言及すべき事項であるため、ここでは言及しないこととします。</p>

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
39	Ⅲ4-2(4) 地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動への支援(地方公共団体における国際環境協力推進のための支援)	<p>報告書54ページ 地方公共団体における国際環境協力の推進を図る取り組みについて、「助成等の制度の活用ができる支援」や「JICA、JBIC等との協力事業の形成や連携の促進」が示されている。が、これは、地方公共団体が積極的に国際環境協力をする姿勢にあるという前提であって、昨今の財政逼迫や自治の見通しによる地方自治体の動向には、合致しにくい内容である。</p> <p>現状では、自治体外交での姉妹都市などはあるものの、国策である国際協力については、地方自治体の役割とすることに消極的である。一方、環境保全に係る地方自治体が有する経験的な政策ノウハウや技術・技能、あるいは人材は、途上国において支援を必要とする資源である。</p> <p>このため、国策と理解される国際協力について、地方自治体も積極的に関与していけるよう、自治体での事業評価(住民や議会等)に対する国としての手立て(国家への協力に係る代償)を検討すべき時代になっていると考える。</p>	さらに地方公共団体の積極的な国際協力(特に環境分野)を推進するため、「積極的に国際環境協力取り組んでいる地方公共団体に対するインセンティブを高める取組を検討する」ことを追加します。
40	Ⅲ4-2(4) 地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動への支援(企業における国際環境協力推進のための支援)	<p>報告書55ページ「企業等による京都メカニズム活用を促進するため、キャパシティ・ビルディングを行う」旨になっているが、現在実施されているCDM/JIでも、炭素クレジットでの事業収益性が良くない。</p> <p>このため、CDM/JI事業について、経済的な事業実施ができることでの魅力を高めるよう、GHG削減の「追加的」に係る手前の段階まで、CDM/JI前駆的事业(事業インフラの整備)として、ODAによる事業投資を制度化されることが望ましい。</p>	55ページに掲げる京都メカニズムに関する途上国の理解・能力の向上支援や、様々な政策対話の機会等を通じて、ODAのCDMへの適切な活用の可能性についても関係者の理解を促進したいと考えます。
41	Ⅲ4-2(4) 地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動への支援(地方公共団体における国際環境協力推進のための支援)	報告書54ページ(地方公共団体における国際環境協力推進のための支援)に関して、「地方公共団体では、財政的裏付けが得られにくいため、事業を行うのに苦労が多い」、意見として「環境省、JICA、クレア等いろいろな資金を提供して下さっている機関が連携して、地方自治体を巻き込んで、要望、ニーズをくみ上げる機会、システムが欲しい。」	(4) 地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動への支援において、地方公共団体、JICA、JBIC当の関係機関による協議の場を設置して、地方公共団体の意見を吸い上げることとしています。

整理番号	項目	主な意見	意見に対する考え方、修文の方針
42	Ⅲ4-2(4) 地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動への支援(地方公共団体における国際環境協力推進のための支援)	報告書54ページ、「積極的な取組を行っている地方公共団体、JICA、JBIC等の関係機関による協議の場を設置して、我が国の地方公共団体が開発途上国の地方公共団体との協力関係を活かした協力事業の形成、地方公共団体間の経験や情報の共有及び連携等を促進すること」とあるが協議の場とは具体的に、どう言うものをイメージしているか？	協議の場については今後の取組の中で具体化していくものと考えます。
43	全般的な意見	国内の関係機関・各所の担当者がこの報告書を読んだ後、彼らの方針に影響力を及ぼすため、「人間の安全保障」という視点を取り入れてはどうか？2003年の新ODA大綱にも人間の安全保障の視点を入れたODA実施というものを重視しており、JICAの緒方貞子理事長もこの視点を重視している。	3ページにおいて、人間の安全保障の観点から貧困の削減や自然資源の適正管理に取組んでいくことが重要であるとしています。
44	全般的な意見	教育(環境意識の向上につながる)と研究ネットワーク(特に、日本と途上国の研究者の相互派遣(特に若手研究者)。将来開発支援に携わることを志す人材(学生)への支援)について、さらに強調して記述して欲しい。	ご指摘のように強調します。具体的には、39ページの共同研究や研究ネットワークのより一層の推進に関する取組のうち、第3番目の箇条書きを「我が国の研究者(特に若手研究者)の国際的な共同研究への積極的参加・貢献を促進すること…」と、40ページの環境管理能力及び環境教育プログラムの開発と実施体制の確立に関する取組のうち、第3番目の箇条書きを「国民の意識向上にとって教育が非常に重要であることから…」とします。